

# 《 建物一時使用貸借契約書 》

貸主：(株)西川海陸輸送（以下「甲」という。）と借主：\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、以下のとおり建物一時使用貸借契約を締結する。

## ●第1条（基本合意）

甲は乙に対し、甲所有の後記【物件目録】記載の建物（以下「本件建物」という。）を本契約による約定に基づき、末尾「賃貸借明細書」の記載金額で使用させることを約してその引渡しをした。

## ●第2条（目的）

乙は、本件建物を、住居のみを目的として使用し、それ以外の用途に使用してはならないものとする。

## ●第3条（期間）

本契約の期間は、末尾「賃貸借明細書」の記載期間とする。ただし、やむを得ない事情がある場合、甲および乙は書面による合意の上で契約期間を延長することができる。

## ●第4条（譲渡・転貸の禁止）

乙は、事前の甲の書面による承諾なしに、下記の行為をしてはならない。

- ① 本件建物にかかる使用借権を譲渡すること
- ② 形態の如何を問わず本件建物を転貸すること
- ③ 本契約に基づく権利の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供すること
- ④ 本件建物を使用目的に反して使用すること

## ●第5条（契約解除）

乙が本契約に違反した場合、甲は催告なくして直ちに本契約を解除し、乙に対して本件建物の明渡しを求めることができる。

## ●第6条（損害金）

乙が本契約終了による本件建物の明渡しを遅延した場合、乙は甲に対し、1日金4,500円の割合による損害金を支払うものとする。

## ●第7条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する事

2 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙が、本契約に関連して、第三者と下請け又は委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは1項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、関連

契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要など措置をとるよう求めることができる。

4 甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

●第8条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約の規定に関して生じた疑義については甲乙協議のうえ解決する。協議の調わないときは民法等法令の規定に従うものとする。

●第9条（管轄合意）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的裁判所とすることを合意する。以下余白

以上

<物件目録>

- 1、物件名：プチメゾンレクストン霧島
- 2、住 所：〒899-6603 鹿児島県霧島市牧園町高千穂 3909-11
- 3、構 造：鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建
- 4、総戸数：17戸（賃貸借戸数は制限有）

《 賃貸借明細 》

【料金表】

	1日～5日	6日～14日	15日～1ヶ月未満	1ヶ月以上
Aタイプ15㎡ 全6部屋 (1名様まで可)	4,500/日	3,800/日	3,300/日	2,200/日

【支払先】

支 払 期 日	契約開始日の前々日迄		※振込手数料は、借主でご負担ください	
支 払 方 法	振 込			
振 込 先	振込先	鹿児島銀行	支店	高千穂出張所
	預金	普通	口座番号	558098
	名義	株式会社西川海陸輸送 代表取締役 西川明寛		

【特約条項】

- ・備品類の持出しは、厳禁です。
  - ・鍵のお渡しは「1本」です。
  - ・途中解約による返金は行いません。
  - ・入金後のキャンセルは、キャンセル料を頂く場合がございます。ご了承ください。
  - ・入居時は当日正午以降に限ります。及び退去は午前中となります。
  - ・お忘れ物等や緊急時の連絡等を含めご連絡先のご記入を必ずお願いします。
- 以下余白

【契約期間・人数】

期 間	20 / / ~ 20 / /	泊 × 名
-----	-----------------	-------

【借主】

住 所	
氏 名	様
電話番号	

【入居者】 ※借主と同じなら「同上」で構いません。

氏 名		年 齢		男 ・ 女
氏 名		年 齢		男 ・ 女

【賃料】

予 定 部 屋	金 額		Aタイプ
		円	部屋
		円	部屋
合 計		円	非課税

本契約に於いて、建物一時使用賃貸借契約を締結を証する為、記名捺印のうえ本紙をご持参ください。

年 月 日

貸主（甲） 住 所 〒891-0122  
鹿児島市南栄5丁目10-9

氏 名 株式会社西川海陸輸送 代表取締役 西川 明寛



登録番号：T1340001005748

借主（乙） 住 所

氏 名

印

《 注意事項 》

- 1.当建物は、賃貸物件となります。
- 2.当建物内でのトラブルに関しては、弊社では一切責任を負いません。同じく入居者間とのトラブルも、同様です。当事者間でご解決ください。
- 3.共用部分（エントランス前ロビー含む）での談笑は、お控え下さい。他のお客様へのご迷惑とならない様、ご対応をお願いいたします。
- 4.当建物では、貴重品及び荷物のお預かり等は致しておりません。契約者様及び居住者様の責任において管理してください。
- 5.ゴミ等は、所定の場所に「分別」して、お出してください。
- 6.契約書の入居者様以外の入室を固く禁じております。

以上

貸主：株式会社西川海陸輸送